

【訪問・通所リハビリテーション共通】

問 1 リハビリテーションマンネジメント加算 (Ⅱ) については、当該加算を取得するに当たって、初めて通所リハビリテーション計画を作成して同意を得た日の属する月から取得することとされているが、通所リハビリテーションの提供がない場合でも、当該月に当該計画の説明と同意のみを得れば取得できるのか。

(答)

取得できる。

リハビリテーションマンネジメント加算 (Ⅱ) は、「通所リハビリテーション計画を利用者又はその家族に説明し、利用者の同意を得た日の属する月」から取得することとしているため、通所リハビリテーションの提供がなくとも、通所リハビリテーションの提供開始月の前月に同意を得た場合は、当該月より取得が可能である。なお、リハビリテーションマンネジメント加算 (Ⅰ) については、通所リハビリテーションの利用開始月以降に、当該加算におけるリハビリテーションマンネジメントが実施されるものであるため、通所リハビリテーションの提供と合わせて取得されるものである。

【通所リハビリテーション】

問 2 リハビリテーションマンネジメント加算 (Ⅱ) (Ⅰ) を取得中、取得開始から 6 月間を経過する前に、リハビリテーションマンネジメント加算 (Ⅰ) に変更して取得してもよいのか。

(答)

リハビリテーションマンネジメント加算 (Ⅰ) に変更して取得しても差し支え無い。

問 3 リハビリテーションマンネジメント加算 (Ⅱ) (Ⅰ) を取得中にリハビリテーションマンネジメント加算 (Ⅰ) に変更して取得した場合であっても、その後、利用者の状態に応じてリハビリテーションマンネジメント加算 (Ⅱ) を再度取得する必要がある際には、リハビリテーションマンネジメント加算 (Ⅱ) (Ⅰ) から取得することができるのか。

(答)

リハビリテーションマンネジメント加算 (Ⅱ) (Ⅰ) からリハビリテーションマンネジメント加算 (Ⅰ) に変更して取得後、利用者の同意を得た日の属する月から 6 月間を超えてリハビリテーションマンネジメント加算 (Ⅱ) を再度取得する場合は、原則としてリハビリテーションマンネジメント加算 (Ⅱ) (Ⅱ) を取得することとなる。

ただし、リハビリテーション会議を開催し、利用者の急性増悪等により、当該会議を月に 1 回以上開催し、利用者の状態の変化に応じ、当該計画を見直していく必要性が高いことを利用者若しくは家族並びに構成員が合意した場合、リハビリテーションマンネジメント加算 (Ⅱ) (Ⅰ) を再度 6 月間取得することができる。その際には、改めて居宅を訪問し、利用者の状態や生活環境についての情報収集 (Survey) すること。

問 4 リハビリテーションマンネジメント加算 (Ⅱ) (Ⅰ) を取得中で、取得開始から 6 月間を超えていない場合であっても、リハビリテーションマンネジメント加算 (Ⅱ) (Ⅱ) に変更して取得することは可能か。

例えば、月 1 回のリハビリテーション会議の開催によりリハビリテーションマンネジメント加算 (Ⅱ) (Ⅰ) を取得し 2 月間が経過した時点で、月 1 回のリハビリテーション会議の開催が不要と通所リハビリテーション計画を作成した医師が判断した場合、3 月目から 3 月に 1 回のリハビリテーション会議の開催によるリハビリテーションマンネジメント加算 (Ⅱ) (Ⅱ) に変更して取得することはできないのか。

(答)

リハビリテーションマンネジメント加算 (Ⅱ) は、医師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士などの多職種が協働し通所リハビリテーション計画の作成を通じたリハビリテーションの支援方針やその方法の共有、利用者又はその家族に対する生活の予後や通所リハビリテーション計画等についての医師による説明、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士による居宅での生活の指導を行うことで、心身機能、活動、参加にバランスよく

アローチするリハビリテーションを管理することを評価するものである。
リハビリテーションシステム加算(Ⅱ)(1)については、利用者の状態が不安定となりやすい時期において、集中的に一定期間(6月間)に渡ってリハビリテーション管理を行うことを評価するものである。
したがって、リハビリテーションシステム加算(Ⅱ)(1)を6月間取得した後に、リハビリテーションシステム加算(Ⅱ)(2)を取得すること。

問5 生活行為向上リハビリテーション実施加算の取得に当たっては、利用者の居室を訪問し、当該利用者の居室における応用的動作能力や社会適応能力について評価を行い、その結果を当該利用者とその家族に伝達することとなっているが、そのための時間については、通所リハビリテーションの提供時間を含めるということで良いか。

(答)

通所リハビリテーションで向上した生活行為について、利用者が日常の生活で継続できるようにするためには、実際の生活の場での適応能力の評価をすることが重要である。したがって、利用者の居室を訪問し、当該利用者の居室における応用的動作能力や社会適応能力について評価を行い、その結果を利用者とその家族に伝達するための時間については、通所リハビリテーションの提供時間を含めて差支えない。

○ 社会参加支援加算

問4 社会参加支援加算の算定では、訪問・通所リハビリテーションの提供が終了し、その終了日から起算して14日以降44日以内に、社会参加等が3ヶ月以上続く見込みであることを確認する必要がある。その際、事前に電話等で詳細に状況を確認した時点で、社会参加等が3ヶ月以上続く見込みであったが、その後、実際に居宅を訪問した際には、リハビリテーションを利用していった者の体調が悪化しており、社会参加等が3ヶ月以上続く見込みでなくなっていた場合、どのような取扱いになるのか。

(答)

事前の確認で社会参加等が3ヶ月続く見込みであったとしても、実際の訪問の時点で当該者の体調が悪化しており、社会参加等が3ヶ月以上続く見込みを確認できなかった場合、社会参加等が3ヶ月以上続く見込みを確認できないものとして扱うこと。

【通所介護】

○ 延長加算

問5 通所介護の延長加算は、利用者が当該通所介護事業所の設備を利用して宿泊する場合は算定不可とされているが、通所介護として行う、歯科衛生士による口腔機能向上サービスが延長時間帯に必要となる場合も加算の対象とならないのか。

(答)

延長加算については、当該通所介護事業所の設備を利用して宿泊する場合は算定できないことが原則であるが、あらかじめ通所介護計画に位置付けられたサービスであり、かつ、通常のサービス提供時間帯のみでは提供することができず、延長時間帯において提供することが不可欠な場合（食事提供に伴い、通所介護計画に定められた口腔機能向上サービスを通常の時間帯内に終えることができない場合（※））には、実際に延長サービスを行った範囲内で算定して差し支えないこととする。

(※) 指定通所介護事業所において、口腔機能が低下している利用者又はそのおそれがある利用者に対して、夕食後に言語聴覚士、歯科衛生士等が口腔機能向上サービスを実施する場合であって、夕食の時間との関係からサービス提供時間内に当該口腔機能向上サービスを終了することが困難で延長サービスとなる場合には、算定することができ

1. 各種書類の提出期限について

- ① 平成28年4月1日適用開始の体制届

② サービス提供体制強化加算算定に係る看護師等の勤続年数の確認等について

サービス提供体制強化加算を算定している事業所（平成26年3月に事業開始した事業所を除く）は、別紙「サービス提供体制強化加算に係る確認表（別紙12-2）」により、看護師等の勤続年数の要件の確認をしてください。

※確認により適用外になる場合は、取り下げのため、体制届の提出が必要です。

- ①②いずれも

平成28年3月15日（火） 必着

2. 認知症介護情報ネットワークについて

「紹介した冊子の掲載場所」

介護現場のための高齢者虐待防止教育システム 【学習者用教材】
(<https://www.dcnnet.gr.jp/support/study/>)

3. 疑義照会（質問）について

今回の集団指導に係る内容のものに限らず、疑義照会・質問等については、「質問票」によりFAX（086-221-3010）にて送信してください。

【質問票】

平成 年 月 日
岡山市事業者指導課訪問通所事業者
係宛
Fax:086(221)3010

事業所名		
サービス 種別	事業所 番号	33
所在地		
Tel	Fax	
担当者名	職名	
【質問】		
【回答】		

平成 年 月 日

岡山市 保健福祉局 事業者指導課 宛
FAX番号 086-221-3010

電話・FAX番号・メールアドレス 変更届

下記のとおり電話・FAX番号・メールアドレスが変更になりましたので、
お知らせします。

記

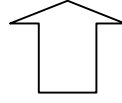
法人名

事業所名

介護保険事業所番号

旧番号

電話番号	
FAX番号	
メールアドレス	



新番号

電話番号	
FAX番号	
メールアドレス	